

○岡山県警察情報セキュリティに関する訓令

(平成 19 年 5 月 9 日警察訓令第 22 号)

改正 平成 21 年 12 月 1 日警察訓令第 27 号 平成 30 年 2 月 7 日警察訓令第 3 号
令和 5 年 6 月 1 日警察訓令第 24 号

岡山県警察情報セキュリティに関する訓令を次のように定める。

岡山県警察情報セキュリティに関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、警察情報システム及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及び組織的に管理するための基本的事項を定め、もって岡山県警察(以下「県警察」という。)における情報セキュリティを維持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用することができることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用することができることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (5) 警察情報システム 県警察が設置する情報システムであって、警察庁が設置する情報システムと接続されているものをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。

ア 警察情報システムに記録された情報(書面に記載された情報であって、その内容が警察情報システムに入力されたもの及び入力することを前提としたものを含む。)

イ 警察情報システムから出力された情報

ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって警察職員が職務上取り扱うもの

エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(情報セキュリティ管理者)

第 3 条 県警察に、情報セキュリティ管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ管理者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事務を総括する。

(岡山県警察情報セキュリティ委員会)

第4条 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティその他県警察における情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、警察本部に岡山県警察情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員長は、情報セキュリティ管理者をもって充てる。

3 委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(管理対象情報の分類及び対策の基準)

第5条 管理対象情報は、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

2 管理対象情報の分類及び対策の基準は、別に定める。

(警察職員の責務)

第6条 警察職員は、警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(監査)

第7条 警察本部に、情報セキュリティ監査責任者を置き、総務統括官をもって充てる。

2 情報セキュリティ監査責任者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査の実施を統括するものとする。

3 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(細目的事項の委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(岡山県警察情報セキュリティポリシーに関する訓令の廃止)

2 岡山県警察情報セキュリティポリシーに関する訓令(平成14年岡山県警察訓令第9号)は、廃止する。

附 則(平成21年12月1日警察訓令第27号)

この訓令は、平成22年1月4日から施行する。

附 則(平成30年2月7日警察訓令第3号)

この訓令は、平成30年2月19日から施行する。

附 則(令和5年6月1日警察訓令第24号)

この訓令は、公布の日から施行する。